

【各種相談】

*相談はすべて無料です

市民 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～午後4時30分。中央市民会館4階相談室。市政に関することや日常生活における諸問題について(法律上の問題を含む)。問合せ／市民生活課相談係

法律 毎週水曜日(休日の場合は翌日)。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。毎週火曜日(休日の場合は月曜日)、午後1時から市民生活課で予約受け付け(電話のみ)。定員8人。法律上の諸問題について弁護士が応じます(交通事故を除く)。申込みが多いため、上記の市民相談もご利用ください。問合せ／市民生活課相談係

交通事故 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～午後4時30分。中央市民会館4階相談室。交通事故による補償問題、手続きなどについて。問合せ／市民生活課相談係

交通事故(弁護士) 每月第3火曜日。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。当曰、午前9時から市民生活課で予約受け付け(電話のみ)。定員8人。問合せ／市民生活課相談係

行政 每月第2金曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。国、県など行政上の諸問題について。問合せ／市民生活課相談係

行政書士 每月第1金曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。電話不可。内容証明、契約、示談、相続、遺言、告訴、告発、法律文書、会社設立、営業許可、農地転用、開発許可、金銭貸借問題、家事問題等について。問合せ／市民生活課相談係

登記 每月第1水曜日。午前9時～正午。中央市民会館4階相談室。登記、供託、分筆表示など法務局、裁判所に提出する書類について司法書士と土地家屋調査士が応じます。問合せ／市民生活課相談係

不動産 每月20日。午前10時～午後3時。埼玉県宅建協会越谷支部(市役所駐車場横)。不動産に関するについて弁護士と相談員が応じます。問合せ／埼玉県宅建協会越谷支部☎64-7611

人権 每月第3木曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館5階第7会議室。人間関係や人権問題について。問合せ／市民生活課相談係

税務 每月第1月曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。税金関係全般について関東信越税理士会越谷支部の税理士が応じます。問合せ／市民生活課相談係

税務 每月第2火曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。贈与、譲渡、相続等の国税について。問合せ／市民生活課相談係

(関東信越税理士会越谷支部) 每週月曜・木曜日。午後1時～4時。越谷税理士会税務指導所(赤山町3-3-4草島商店3階、越谷税務署前)。税金関係全般について関東信越税理士会越谷支部の税理士が応じます。問合せ／関東信越税理士会越谷支部☎62-6131

消費生活 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時30分～午後4時。中央市民会館2階消費生活センター。商品やサービスの疑問や不審、訪問販売のトラブルなどについて。問合せ／市民生活課消費生活センター☎65-8886

内職 每週火曜・木曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。内職の相談、あっせん、求人の相談について。問合せ／商業観光課労政係

労働・労務 (社会保険労務士) 8月27日(水)、9月10日(水)。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。賃金、労災、雇用、厚生年金などについて。電話可。問合せ／商業観光課労政係

高年齢者職業 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～午後4時。中央市民会館4階相談室。高年齢者の就職あっせん、求人の相談について。問合せ／商業観光課労政係

経営 (中小企業診断士) 9月3日(水)、17日(水)。午前10時～午後4時。中央市民会館4階相談室。事業経営上の問題や経営相談について。電話可。問合せ／商業観光課商業係

教育 月曜～土曜日(祝日、休日を除く)。午前9時30分～午後4時。越谷市教育相談所(東越谷3-10-7東小林記念会館内)。いじめ、登校拒否、非行、発育の遅れ等。対象は原則として5歳～高校生。申込み・問合せ／越谷市教育相談所☎66-6833

家庭児童 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～午後4時。中央市民会館4階相談室。電話可。しつけや習慣、登校拒否、いじめ、非行、家族関係など18歳までの相談を行います。問合せ／児童福祉課児童福祉係



くふうを凝らした自作の船でゴールを目指す

44隻101人が出場し、自作のダンボール船によるタイムレースやパフォーマンスを開催されました。この日のメインイベントのダンボール船競漕には、物レースも行われ、42人が出場しました。

水しぶきをあげる参加者に、観客からは大きな声援が送られていました。

また、夜には、灯ろう流しや越谷市観光協会主催による花火大会が行われました。訪れた人は、夏の夜空を彩る5000発の花火に魅了されました。

8月2日、第10回水上フェスティバルが、葛西用水路で開かれました。

8月5日、市内の中学校から関東・全国大会へ出場する選手の壮行会が市役所で行われました。壮行会の時点では出場が決まっていたのは、全国大会が2つの競技に3人、関東大会が9つの競技に59人。選手は島村市長から激励を受け、試合での健闘を誓いました。

選手代表のことばを述べる北陽中サッカー部吉田弘樹さん

また、8月15日から京都府長岡京市で開かれる、第13回若葉カップ全国小学生バドミントン大会に越谷市7日市役所を訪れ、健闘を誓いました。大会は都道府県のクラブ対抗で、女子は48チームが参加します。

バドミントンジュニアクラブのメンバー



地区内をパトロールする委員の皆さん

ルを行っています。これは、一昨年市内で起こった連続魔事件がきっかけとなり、再発を防ぐために自分たちも協力して、安全なまちを作ろうと始めたものです。年で3年目となります。

8月1日から1月間、8自治会の委員が4人で一组となり、定期的に行っています。

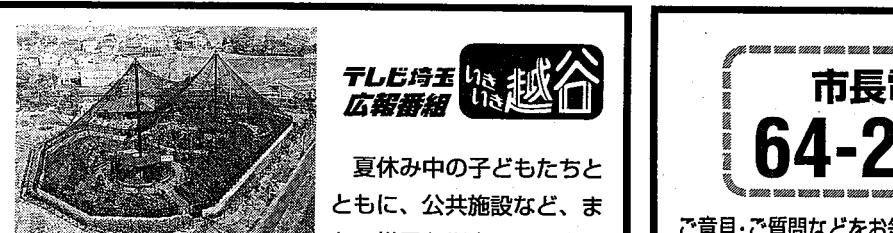
羽庭在所の協力も得ながら、県周辺などを見回ります。

荻島地区南部の8自治会(長島、北前、根郷、東組、西組、立野、堀之内、西前)の地域防犯推進委員会が、地区内の夜間防犯パトロール

を守るために防犯パトロールを実施

8月15日(水) 荻島の南部

人口30万都市の活動それは一人ひとりが織り成すドラマです



テレビ埼玉
広報番組
いきいき
越谷

夏休み中の子どもたちとともに、公共施設など、まちの様子を紹介する予定です。

*放送を収録したテープ(前月分まで)が市立図書館にあります。ご利用ください

.....

NACK5
FM 79.5MHz
毎週水曜日、午後4時20分ごろにFM埼玉で越谷市の30秒スポットを放送します。

ご意見、ご感想をお寄せください。

問合せ
広報広聴課広報係

皆さんの意見を直接お聞きします

問合せ
広報広聴課広聴係

市長電話
64-2123

ご意見・ご質問などをお気軽にお寄せください。

8月27日(水)
9月10日(水)

午前8時～8時30分(毎月第2・4水曜日)

*通話は1人5分以内(必ず氏名・住所・電話番号をお知らせください)

*話し中の場合はご容赦ください



市長電話のほか、「市民の声」としてファクスや手紙などで皆さんのご意見、ご質問をお受けします。FAX65-6433

心身に障害を持つ方のための制度

広げよう心のふれあい

越谷市の制度

問合せ 障害福祉課・児童福祉課

特別児童扶養手当

20歳未満の重度または中度の障害児を養育している方に支給します。障害を支給事由とする公的年金を受給している方や施設入所中の場合は支給されません。所得制限があります。

問合せ 児童福祉課

特別障害者手当

20歳以上で日常生活において、常時特別の介護を要する方に支給します。施設入所者、3ヶ月以上上の病院等への入院者には支給されません。所得による支給制限があります。

問合せ 障害福祉課

障害児福祉手当

20歳未満で、身体障害者手帳(1級・2級の一部)や療育手帳(A)を持っている方および精神等に同等の障害がある方に支給します。障害を支給事由とする年金を受給している方、施設に入所している方には支給されません。所得による支給制限があります。

問合せ 障害福祉課、児童福祉課

重度心身障害者手当

身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A・A・B)を持っている方に支給します。特別障害者手当を受給している方、20歳以上の施設入所者で公的年金受給者は支給されません。

問合せ 障害福祉課、児童福祉課

児童の心臓手術費等助成

市内に6ヶ月以上在住する18歳未満の児童の心臓手術に対して助成します。所得制限があります。

問合せ 児童福祉課

心身障害者扶養共済制度

心身障害者(児)の保護者が死亡するなど万一のとき、心身障害者(児)に年金を支給する制度です。

問合せ 障害福祉課

テープの貸出

目の不自由な方のために、ボランティアが小説・随筆等を力セッティングテープに吹き込み、市立図書館で貸し出しをしています。

問合せ 市立図書館 65-2655

心身に障害を持つ方のための制度は、
4面に続きます

高齢の方やご家族のための制度

1面から続き

越谷市の制度

問合せ 高齢福祉課

食事サービス(味彩通信)

高齢者世帯等に栄養バランスのとれた夕食をお届けしています。
料金: 1食につき450円
申込みは社会福祉協議会 66-3411へ。

訪問指導

次の方のために、保健婦等が訪問し家庭での療養法、看護指導や保健・福祉サービスの紹介等をしています。
対象: 在宅でねたきりの高齢者等とその家族

**高齢者世帯等住み替え
住宅家賃助成**

民間の賃貸住宅に居住し、取り壊しにより転居を求める高齢者世帯に対して、家賃の差額(限度額3万円)を助成(所得制限があります)しています。
対象: 65歳以上のひとり暮らし世帯、65歳以上の方で構成される世帯

高齢者等住宅改造整備助成

次のような高齢者の方の身体状況に応じて住宅を改造・整備する場合、その費用の一部を助成(所得制限等があります)しています。
対象: 市内に2年以上住所があり、介護が必要な65歳以上の方

老人居室整備資金融資

老人専用の居室の増改築のために必要な資金として、200万円を限度に融資しています。
対象: 市内に2年以上住所がある方で、60歳以上の方と同居または同居しようとする方
利子: 全額、市が助成します
償還期間: 10年以内

社会福祉協議会の制度

越ヶ谷4-1-1(中央市民会館2階)
66-3411

会食サービス

原則として65歳以上のひとり暮らしの方が公民館等で、月1~2回ボランティアの手作りの料理で会食し、ふれあい、交流をしています。

洗髪・調髪サービス

散髪に行けないねたきりの方や身体の不自由な方のために、ボランティアが訪問し、洗髪・調髪を行っています。

友愛通信サービス

70歳以上でひとり暮らしの方に、月1回ボランティアによるはがきのお便りをしています。

ひとり暮らし年寄りの集い

65歳以上のひとり暮らしの方が、さまざまな企画を通して仲間づくりやボランティアとのふれあい、交流を行っています。

紙おむつの支給

在宅で常時おむつの使用を必要とするねたきりの方(65歳以上でねたきり老人等手当受給者)に紙おむつを月20枚支給しています。

福祉機器の貸出

ねたきりの高齢者の方などに、福祉機器の貸し出しをしています。

<貸出品目>

車椅子…3ヶ月(更新可)

療養ベッド…1年(更新可)

ふれあい号(車椅子のまま乗降できるリフト付きワゴン車)

在宅福祉サービスセンター

だれもが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくよう、家事援助を中心としたサービスを市民の参加・協力により有償で提供しています。

<サービス内容> 家事援助、介護・介助、外出援助、保健・福祉・医療サービスの情報提供や相談・助言、福祉機器・介護用品の貸し出しやあつせん等

サービス内容:

①病状観察

②床ずれの処置

③体位変換

④医療器具の管理

⑤家族の方からの療養上の相談

⑥体を拭く・洗髪

⑦食事・排泄の介助等

問合せ 保健センター

●越谷市医師会立訪問看護ステーション

越谷市大字大沢1-12-1 保健センター内 66-3335

●せんげん台訪問看護ステーション

越谷市千葉台西2-4-6 せんげん台病院内 66-6900

●越谷南部訪問看護ステーション

越谷市七左町4-161 老人保健施設南面内 66-7777

●越谷ロイヤル訪問看護ステーション

越谷市元柳町6-45 新越谷病院内 64-5331

●ましもり訪問看護ステーション

越谷市増森251-2 65-1770

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉事業法に基づき設置される社会福祉法人です。自治会などの住民組織、行政・民間の社会福祉事業関係者などにより構成され、公共性と自主性をあわせ持つ民間福祉団体です。住民福祉活動の推進、ボランティア活動の育成、在宅福祉サービスの実施、総合的な福祉相談などを実施するとともに、市からの委託事業としてガイドヘルパー派遣、ホームヘルプサービスなどを進めています。

会員会費・共同募金・国県市町村の補助金・委託費・寄付金などを財源として運営されています。

問合せ 越谷市社会福祉協議会 66-3411

社会福祉協議会は、社会福祉事業法に基づき設置される社会福祉法人です。自治会などの住民組織、行政・民間の社会福祉事業関係者などにより構成され、公共性と自主性をあわせ持つ民間福祉団体です。住民福祉活動の推進、ボランティア活動の育成、在宅福祉サービスの実施、総合的な福祉相談などを実施するとともに、市からの委託事業としてガイドヘルパー派遣、ホームヘルプサービスなどを進めています。

会員会費・共同募金・国県市町村の補助金・委託費・寄付金などを財源として運営されています。

問合せ 越谷市社会福祉協議会 66-3411

ご利用ください

越谷市民ガイドブック



市組織、制度、手続き方法、施設などを紹介した平成9年版市民ガイドブックを市役所、公民館などの公共施設でお配りしています。

市内に1年以上住所のある75歳以上の方に、長寿を祝し月額1,000円を支給しています。

外国人高齢者福祉手当

外国人高齢者の福祉の増進を図るため、月額5,000円の手当を支給しています。ただし、年齢、公的年金の受給資格を持たないこと等の資格要件があります。

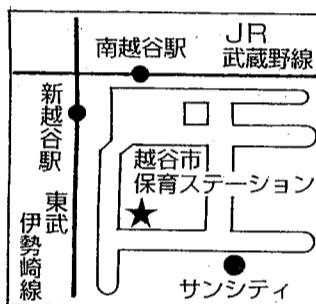
問い合わせ 広報広聴課

子どもたちのための制度

子どもたちの健やかな成長のために
越谷市の制度 問合せ 児童福祉課



保育ステーションで楽しく遊ぶ子どもたち



△所在地
JR 武蔵野線
駅前
の12の11
2階
（新越谷駅・南越谷）
サンシティ

保育ステーションは、駅を利用して通勤する保護者から子どもを預かり、専用のバスで、市内の保育所（私立の一部の64の1）へ送迎することも、ステーションに戻った後、保護者が迎えてくるまで

の保育を行う施設です。

夫婦共働きの世帯が増加す

る中で、仕事と子育ての両立

を支援することを目的とし

て、今年4月にオープンしま

した。県内でも熊谷市とともに、

保育ステーション

リフレッシュ・

緊急保育

保護者が育児疲れなどからリフレッシュを図る場合、または家族の看病など緊急の理由で、一時的に家庭での保育が困難な場合に、民間保育園へ実施保育園▽越ヶ谷保育園（大竹692の2、☎ 622526）、おおたけ保育園（大竹692の2、☎ 772526）、のーびる保育園（大竹692の2、☎ 772526）、おおたけ保育園（大竹692の2、☎ 622526）へお預かりします。学年）をお預かりします。

このほか越谷市には、保護者に代わって保育を行う施設として、18カ所の市立保育所、6カ所の民間保育園、19カ所の家庭保育室、15カ所の小学校に設置された学童保育室があります。また、家庭に恵まれない子どもを親に代わって育っていく里親制度があります。

育児などに関する悩みや不安などの相談に応じるために、家庭児童相談室（中央市民会館4階、月～金曜、午前9時～午後4時）、子ども家庭相談室（児童館コスモス・ヒマワリ、火～土曜、午前9時～午後4時）、子育て電話相談室☎ 76-4152（水曜、午前10時～午後3時）、ことばの治療相談室（中央市民会館1階・障害者福祉センター「こばと館」内、火～土曜、午前9時～午後4時）などを設けています。

さらに、保護者の経済的負担を軽くするために、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの手当、乳幼児医療費や心臓手術の助成制度、入院助産制度などがあります。これ以外にも、ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭など）の方に対して、各種の助成制度があります。

いずれも詳しくは児童福祉課へお問い合わせください。

心身に障害を持つ方のための制度

(3面から続き)

施設

精神薄弱児通園施設 「みのり学園」

精神発達に遅れのある就学前の児童が毎日通園し、年齢や能力に応じて日常生活に必要な動作訓練等を行い、基本的な生活能力を身につけるための施設です。

問合せ 児童福祉課

肢体不自由児通園施設 「あけぼの学園」

肢体の不自由な就学前の児童が毎日通園し、児童の能力および肢体不自由の程度に応じた治療訓練や生活指導訓練等を行う施設です。

問合せ 児童福祉課

精神薄弱者通所授産施設 「しらこばと職業センター」

18歳以上（必要により15歳以上）の精神薄弱者（児）で、一般就労が困難な人が通所し、作業を通して技能や知識を覚え、独立自活ができるよう援助する施設です。

問合せ 障害福祉課

障害者福祉センター 「こばと館」

障害者の方に対し機能訓練や教養の向上、社会との交流促進を目的に創作的活動等各種の事業を行っています。

問合せ こばと館☎ 66-6633

精神薄弱者入所更生施設 「神明苑」

18歳以上の精神薄弱者が入所し、その更生に必要な指導訓練を行う施設です。

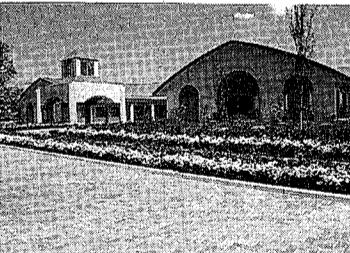
問合せ 障害福祉課

身体障害者通所授産施設 「くらしセンターべしみ」

18歳以上の雇用困難な身体障害者が通所し、就業に必要な訓練を行い、自活するための施設です。

問合せ 障害福祉課

重症心身障害児施設 「中川の郷」



重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している児童が入所し、治療および生活指導をする施設です。

問合せ 障害福祉課、児童福祉課

越谷市の制度

問合せ 障害福祉課
児童福祉課

住み替え住宅家賃助成

取り壊しにより転居を求められた障害者世帯に、家賃の差額（限度額3万円）を助成します。所得制限があります。対象は、身体障害者手帳1・2級または療育手帳Ⓐ・Ⓑの所持者を含む世帯です。

問合せ 障害福祉課

住宅改造整備助成

身体状況に応じた住宅の改造・整備をする場合、その費用の一部を助成します。所得制限があります。対象は、下肢・体幹機能障害1・2級の方。

問合せ 障害福祉課、児童福祉課

自動車運転免許取得費の助成

身体障害者が運転免許を取得する場合、取得費用の3分の2を助成します（12万円を限度）。

問合せ 障害福祉課

自動車改造費用の助成

上下肢・体幹機能障害の重度の身体障害者で通勤、通学等に伴い、所有する車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどの改造が必要なときに10万円を限度に助成します。

問合せ 障害福祉課

福祉タクシー利用券

県内の福祉タクシーを利用したとき、その料金の一部（基本料金）を補助します。利用券は1人年間24枚です。対象は、身体障害者手帳1・2級および3級の下肢障害の方、または療育手帳（Ⓐ・Ⓑ・Ⓑ）を持っている方。

問合せ 障害福祉課、児童福祉課

自動車税・自動車取得税の減免

障害者本人または障害者と生計を一にする方が運転し、主に当該障害者の用に使用する自動車の自動車税・自動車取得税は減免されます。

問合せ 障害福祉課、児童福祉課

社会福祉協議会（☎ 66-3411）の制度

福祉機器の貸出

〈貸出品目〉車椅子…3カ月（更新可）。療養ベッド…1年（更新可）。ふれあい号（車椅子のまま乗降できるリフト付きワゴン車）

紙おむつの支給

在宅で、身体障害者手帳1・2級、または療育手帳Ⓐ・Ⓑの所持者（3歳未満の方は除く）の方に紙おむつを月20枚支給しています。

社会福祉協議会では、上記以外にも在宅福祉サービスセンター（詳細は2面で紹介）にて各種サービスを提供（有償）しているほか、各種制度・催しを行っていますのでお問い合わせください。